

**令和6年度 山梨地方最低賃金審議会  
第3回山梨県自動車・同附属品製造業専門部会 議事録（一部議事要旨）**

1 日 時：令和6年11月5日（火）午後1時55分～午後4時00分

2 場 所：山梨労働局 1階会議室

3 出席者：公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員  
労働者代表：櫻井委員、千葉委員、内藤委員  
使用者代表：海宝委員、松下委員、依田委員  
事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

それでは、定刻少し前ではございますけれども、皆様お揃いでございますので、ただいまから、令和6年度山梨地方最低賃金審議会第3回自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしております。

事前に公示を行ったところですが、傍聴希望者はおられませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、門野部会長、以後の議事につきまして、進行をよろしく願います。

(門野部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますでしょうか。

(賃金室長)

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、労働者側は4階の相談室、使用者側は3階の相談室としておりますのでよろしくお願いいたします。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

2点目は資料の説明です。

お手元にお配りしております審議会資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

これは、前回も提出いたしました全国における輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

現在、決定になっていないのが、山梨局を含めた3局となっております。

説明は以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議事(1)改正審議 】

(門野部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしくお願いいたします。

前回の専門部会におきまして、労働者側はプラス70円、使用者側はプラス50円の金額を提示いただいていたましたが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いしました。

まずは、再検討された金額とその理由につきまして、お聞きしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(櫻井委員)

では、櫻井の方から説明させていただきます。

前回の専門部会においてですね、我々の方の他県との状況ですとか、もう一つは、山梨県の電機との格差の解消についてということの説明させていただき、使用者側にも御理解をいただいて譲歩いただいたことを感謝申し上げます、ありがとうございました。

今回、前回ですね70円というところで一旦持ち帰らせていただきましたが、再度我々委員の中で議論をさせていただきまして、今回65円というふうな形で提示をさせていただきたいと思っております。

これはですね、当初の80円からすると15円のマイナスということになりますけれども、我々の中でも、格差を少しでも早く解消したいということがございます。

ただ、現実的に考えたところですね、やっぱり、一気に金額を戻すというところの難しさというところも十分理解しているところではありますし、他県の状況を見ましても、やはり50円プラスアルファというところが多ございます。

他県がそうだからというようなところではありませんけれども、その中でも、島根の59円という60円に限りなく近いというところもございまして、それらを我々としても考え、また、この1年で近づくことではなく、できる限り短い期間の複数年で追いつきたいというふうに思っております。

過去は、自動車のほうが5円から6円、電気よりもちょっと高かったという実績もあることからですね、その辺も十分考慮した中で、5円の引き下げというところの65円とさせていただいております。

以上です。

(門野部会長)

次に使用者側、お願いします。

(海宝委員)

はい、我々使用者側は、56円を提示させていただきます。

これは、近県であります静岡と山梨の地方最低賃金1,034円と988円の差額46円をもとに静岡の特定最低賃金1,073円に同じ差額46円を適用した結果、1,027円を導き出しました。

これをもって、プラス56円と引上げ額を提示させていただきたいと考えております。

我々、コロナ禍から、回復も間もなく、また、日本の経済状況も力強さを欠く中で、我々が売り上げ、利益を確保するハード、ソフト両面のもので、投資を実施して生産性の向上をするべく、日々努力しております。

現在、その効果が表れているとは残念ながら言えず、いまだ改善の途上にあるというところで、今年度大きな引上げ額は業績に相当なインパクトを与えるため、企業の改善スピードに見合った賃上げをすべきと考えております。

今年度、使用者側提示額が他県や、他業界と比べて開きはありますけれども、先ほど述べた理由から、数年かけて、こちらは同じ考えでありますけれども、同等レベルに近づいていくことが、労使双方にとって将来につながる良案じゃないかと考えております。

以上です。

(門野部会長)

はい、ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行いたいと思います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

**(以下、金額折衝を実施。)**

**概要は、以下のとおり。**

1 労働者側との折衝

(1) 労働者側の主張

他局との格差解消、山梨県の電機との格差をできるだけ早く解消したいと考えている。

できれば、65円から60円で結審していただきたい。

(2) 公益の見解

65円の引上げであれば、2年で格差を解消することとなると思うが、複数年での格差解消ということで、全会一致に向けて検討を依頼した。

労働者側の主張を使用者側に説明することとされた。

2 使用者側との折衝

(1) 公益の説明

労働者側の主張を説明。

また、静岡との比較の方法を長野の金額で行うと62円となるが。

(2) 使用者側の主張

長野と比較すると62円となることはすでに計算しているが、使用者側としては60円以上の引上げは、インパクトが大きすぎるので考えていない。

歩み寄れるとすれば58円までである。

3 労働者側との折衝

(1) 公益の説明

使用者側の主張について説明。

(2) 労働者側の主張

使用者側の主張を聞いたうえで再検討し、58円を受け入れることとされた。

**(以上で金額審議終了)**

(門野部会長)

それでは、審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(門野部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

令和6年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正審議公益委員、案。

令和6年11月5日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記。

1時間、1,029円、引上げ額、58円、引上げ率、5.97%。

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(門野部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手をお願いします。

反対は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

労働者側3名、使用者側3名、公益2名、合計8名ですね。

ありがとうございました。

以上により、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日について、お諮りいたします。

本日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、令和7年1月3日金曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等がございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(門野部会長)

それでは、よろしいでしょうか。

発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いし

ます。

(賃金室長)

報告書案を、朗読させていただきます。

案。

令和6年11月5日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会長、門野圭司。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございしますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を営む使用者

3、適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1)、18歳未満又は65歳以上の者。

(2)、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3)、次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,029円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページにまいります。

こちら、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和6年10月2日に開催いたしました。

第2回目を10月29日に、第3回を本日開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(門野部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(門野部会長)

ありがとうございます。

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取扱いについて、8月21日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

そのため、ここで、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案。

令和6年11月5日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和6年8月21日付け山梨労発基0821第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(門野部会長)

ないようですので、これにより答申したいと思います。

(門野部会長)

それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をお願いします。

(労働基準部長)

ただいま、令和6年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。

本年度は、物価の上昇や円安など雇用・経済への様々な影響が生じている状況の中での御審議となったと思っておりますが、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知と履行確保を図って参りたいと思います。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対するお礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(門野部会長)

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の手続きについて説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定によりまして、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板及びホームページに公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。

この異議申出の締め切りは、11月20日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様の日程を改めて調整させていただいて、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。会長、労使各側とも相談させていただき、場合によっては書面開催も検討しております。

異議申出がなされなかった場合は、山梨労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示の文面につきまして、日本標準産業分類の改定に伴い、金額以外にカンマを句読点の読点に修正いたします。

この官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で、12月4日水曜日の予定となります。

発効日は、官報公示の30日後に法定発効となりますので、令和7年1月3日金曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

## 【 議事（2）その他 】

（門野部会長）

それでは、次の議題の（2）その他に入りますが何かございますか。

（各側委員）

（意見等なし。）

（門野部会長）

それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

全会一致での結審となりましたので、これにより本年度の山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了しました。

本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と海宝委員にお願いします。

本日は長時間お疲れ様でした。